

## 「たばこ税の税率改正に伴う手持品課税の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(納税申告書への押印に代わる方法の適用届出)</u></p> <p><u>10 改正法附則第51条第13項に規定する同項の規定の適用を受ける旨の届出は、手持品課税の日分ごとに、同項の規定の適用を受けようとする納税申告書の提出期限までに、別紙様式5「たばこ税の手持品課税納税申告書への押印に代わる方法の適用届出書」(以下「適用届出書」という。)により国税庁長官に提出する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、適用届出書の提出後、その届出をした事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を記載した適用届出書を国税庁長官に提出する必要があることに留意する。</u></p>

改正後

別紙様式1

たばこ税の手持品課税納税申告書

収受印	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和年月日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( 〇 - - )			
税務署長殿	住所	(〒 - ) ( 〇 - - )			
申告者	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人				

税務署提出用

下記のとおり、平成・令和年月日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額
紙巻たばこ	⑤	本	0.5	⑬(⑤×0.5) 円	⑲ 円
葉巻たばこ	⑥	本		⑭(⑥×0.5) 円	⑲ 円
パイプたばこ	①	g ⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円	⑲ 円
刻みたばこ	②	g ⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円	⑲ 円
加熱式たばこ	③	本		⑰(③×0.5) 円	⑲ 円
かみ用のたばこ	④	g ⑩(④×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円	⑲ 円
かぎ用のたばこ	④	g ⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円	⑲ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤~⑪の合計) 本	税額の合計額 (100円未満切捨て)	⑳(⑬~⑲の合計) 円	㉑(㉒~㉓の合計) 円	00
			納付すべき税額	㉒(㉑又は㉓-㉔) 円	00

税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - - )

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
(〒 - ) ( 〇 - - )		
(〒 - ) ( 〇 - - )		

修正申告の場合の当初申告年月日	※ 平成・令和年月日	確認	※	納期限
通 信 日 付 印	※ 令和年月日	確認	※	令和年月日
番号確認	※	身元確認	※	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他

(注) ※欄には記入しないでください。

改正前

別紙様式1

たばこ税の手持品課税納税申告書

収受印	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和年月日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( 〇 - - )			
税務署長殿	住所	(〒 - ) ( 〇 - - )			
申告者	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人				

税務署提出用

下記のとおり、平成・令和年月日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額
紙巻たばこ	⑤	本	0.5	⑬(⑤×0.5) 円	⑲ 円
葉巻たばこ	⑥	本		⑭(⑥×0.5) 円	⑲ 円
パイプたばこ	①	g ⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円	⑲ 円
刻みたばこ	②	g ⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円	⑲ 円
加熱式たばこ	③	本		⑰(③×0.5) 円	⑲ 円
かみ用のたばこ	④	g ⑩(④×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円	⑲ 円
かぎ用のたばこ	④	g ⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円	⑲ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤~⑪の合計) 本	税額の合計額 (100円未満切捨て)	⑳(⑬~⑲の合計) 円	㉑(㉒~㉓の合計) 円	00
			納付すべき税額	㉒(㉑又は㉓-㉔) 円	00

税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名・押印
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - - )

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
(〒 - ) ( 〇 - - )		
(〒 - ) ( 〇 - - )		

修正申告の場合の当初申告年月日	※ 平成・令和年月日	確認	※	納期限
通 信 日 付 印	※ 令和年月日	確認	※	令和年月日
番号確認	※	身元確認	※	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他

(注) ※欄には記入しないでください。

改正後

別紙様式2-1

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		製造場又は保税地域の所在地及び名称		(〒 - ) ( ☎ - - )	整理番号 ※		
税務署長 殿 税関長	住所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 <small>※ 法人番号は、税務署提出後2週以内の間に記載してください。</small>					
	同上代理人						
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第6項又は第7項に規定する確認を受けたので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	申告者住所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称			(〒 - ) ( ☎ - - )				
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日			平成・令和 年 月 日				
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分			平成・令和 年 月 分				
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第7項又は第9項の規定により、通知します。							
第 号		令和 年 月 日		税務署長	税関長		
※ 税務署 整理欄		番号確認					

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式2-1

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		製造場又は保税地域の所在地及び名称		(〒 - ) ( ☎ - - )	整理番号 ※		
税務署長 殿 税関長	住所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 <small>※ 法人番号は、税務署提出後2週以内の間に記載してください。</small>					
	同上代理人						
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第6項又は第7項に規定する確認を受けたので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	申告者住所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称			(〒 - ) ( ☎ - - )				
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日			平成・令和 年 月 日				
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分			平成・令和 年 月 分				
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第7項又は第9項の規定により、通知します。							
第 号		令和 年 月 日		税務署長	税関長		
※ 税務署 整理欄		番号確認					

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式2-2

戻入れ・移入 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書  
輸出・廃棄

【令和2年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		製造場又は保税地域の所在地及び名称		(〒 - ) ( ☎ - - )	整理番号	※
税務署長 殿 税関長	住所			(〒 - ) ( ☎ - - )		
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)				
	法人番号			個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。		
	同上代理人					
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第10項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたいので、申請します。						
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ						
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かき用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g
税額	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所 (〒 - ) ( ☎ - - )		氏名又は名称			
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 - ) ( ☎ - - )		申告者 住所 (〒 - ) ( ☎ - - )			
	氏名又は名称					
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称	住所 (〒 - ) ( ☎ - - )		氏名又は名称			
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	令和 年 月 日					
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	令和 年 月分					
その他参考となるべき事項						
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。						
令和 年 月 日		第 号		税務署長 税関長		

※ 税務署  
整理欄

番号確認

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式2-2

戻入れ・移入 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書  
輸出・廃棄

【令和2年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		製造場又は保税地域の所在地及び名称		(〒 - ) ( ☎ - - )	整理番号	※
税務署長 殿 税関長	住所			(〒 - ) ( ☎ - - )		
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)				
	法人番号			個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。		
	同上代理人					
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第10項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたいので、申請します。						
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ						
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かき用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g
税額	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住所 (〒 - ) ( ☎ - - )		氏名又は名称			
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 - ) ( ☎ - - )		申告者 住所 (〒 - ) ( ☎ - - )			
	氏名又は名称					
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称	住所 (〒 - ) ( ☎ - - )		氏名又は名称			
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	令和 年 月 日					
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	令和 年 月分					
その他参考となるべき事項						
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。						
令和 年 月 日		第 号		税務署長 税関長		

※ 税務署  
整理欄

番号確認

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式2-3

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【令和3年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号	※				
令和 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )					
税務署長 殿 税関長	住 所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。					
	同上代理人						
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第12項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたいので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住 所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	申 告 者	住 所	(〒 - ) ( ☎ - - )				
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )						
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	令和 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	令和 年 月 分						
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。							
第 号 令和 年 月 日 税務署長 税関長							
※ 税務署 整理欄	番号確認						

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式2-3

戻入れ・移入  
輸出・廃棄 製造たばこのたばこ税手持品課税済確認申請書

【令和3年10月1日手持品課税済分】

収受印		整理番号	※				
令和 年 月 日	製造場又は保税地域の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )					
税務署長 殿 税関長	住 所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)					
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。 ※法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。					
	同上代理人						
下記の製造たばこについて、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第12項において準用する同条第6項又は第7項に規定する確認を受けたいので、申請します。							
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）した手持品課税済製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
戻入れ又は移入の場合における製造場に戻し又は移送した者	住 所	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	氏名又は名称						
手持品課税を受けた時における貯蔵場所の所在地及び名称等	貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )					
	申 告 者	住 所	(〒 - ) ( ☎ - - )				
	氏名又は名称						
輸出又は廃棄の場合における輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - )						
戻入れ（移入）又は輸出（廃棄）年月日	令和 年 月 日						
戻入れ又は移入の場合における控除又は還付を受けるための申告書の月分	令和 年 月 分						
その他参考となるべき事項							
※ 上記について、申請のとおり確認しましたので、たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する第7項又は第9項の規定により、通知します。							
第 号 令和 年 月 日 税務署長 税関長							
※ 税務署 整理欄	番号確認						

- (注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 この申請書には、申請に係る製造たばこについて手持品課税の適用を受けた者を通じて交付を受けた「製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書」を添付してください。  
なお、戻入れ又は移入に係る製造たばこで、戻入れ又は移入場所と貯蔵場所が同一税務署管内の場合には添付の必要はありません。  
3 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式3-1

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		整理番号 ※		
住所		住所				
氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ)				
法人番号		個人の方は個人番号の記載は不要です。		※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。		
同上代理人						
<p>下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第1項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。</p>						
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ						
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g
税額	円	円	円	円	円	円
製造たばこの製造者又は引取者	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称		住所			氏名又は名称
参考事項						
<b>手持品課税対象証明書</b>						
<p>※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第1項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。</p>						
(証明) 第 号		令和 年 月 日		税務署長 ㊟		
※ 税務署 整理欄	番号確認					

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式3-1

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【平成30年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		整理番号 ※		
住所		住所				
氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ)				
法人番号		個人の方は個人番号の記載は不要です。		※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。		
同上代理人						
<p>下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第1項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。</p>						
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ						
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ
数量	本	g	g	g	本	g
税額	円	円	円	円	円	円
製造たばこの製造者又は引取者	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称		住所			氏名又は名称
参考事項						
<b>手持品課税対象証明書</b>						
<p>※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第1項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。</p>						
(証明) 第 号		令和 年 月 日		税務署長 ㊟		
※ 税務署 整理欄	番号確認					

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式3-2

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【令和2年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称		(〒 - ) ( ☎ - - )		整理番号 ※	
税務署長 殿		住 所		(〒 - ) ( ☎ - - )			
申請者		氏名又は名称 及び代表者氏名		(フリガナ)			
法人番号		個人の方は個人番号の記載は不要です。		※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。			
同上代理人							
<p>下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第9項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する同条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。</p>							
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かき用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
製造たばこの製造者又は引取者	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称		住 所		氏名又は名称		
参考事項							
手持品課税対象証明書							
<p>※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第9項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。</p>							
(証明) 第 号		令和 年 月 日		税務署長		Ⓢ	
※ 税務署整理欄	番号確認						

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式3-2

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【令和2年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称		(〒 - ) ( ☎ - - )		整理番号 ※	
税務署長 殿		住 所		(〒 - ) ( ☎ - - )			
申請者		氏名又は名称 及び代表者氏名		(フリガナ)			
法人番号		個人の方は個人番号の記載は不要です。		※ 法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。			
同上代理人							
<p>下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第9項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第11項において準用する同条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。</p>							
製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ							
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱式たばこ	かみ用の製造たばこ	かき用の製造たばこ
数量	本	本	g	g	本	g	g
税額	円	円	円	円	円	円	円
製造たばこの製造者又は引取者	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称		住 所		氏名又は名称		
参考事項							
手持品課税対象証明書							
<p>※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第9項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。</p>							
(証明) 第 号		令和 年 月 日		税務署長		Ⓢ	
※ 税務署整理欄	番号確認						

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式3-3

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【令和3年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称		整理番号	※																												
申請者 税務署長 殿	住所	(〒 - ) (区 - - )																															
	氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ)																															
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。		※法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。																													
	同上代理人																																
<p>下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する同条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。</p> <p>製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>紙巻たばこ</th> <th>葉巻たばこ</th> <th>パイプたばこ</th> <th>刻みたばこ</th> <th>加熱たばこ</th> <th>かみ用の製造たばこ</th> <th>かぎ用の製造たばこ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>本</td> <td>本</td> <td>g</td> <td>g</td> <td>本</td> <td>g</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>製造たばこの製造者又は引取者</p> <table border="1"> <tr> <td>戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名又は名称</td> </tr> </table> <p>参考事項</p> <p>手持品課税対象証明書</p> <p>※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明します。</p> <p>(証明) 第 号 令和 年 月 日 税務署長 印</p>						区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ	数量	本	本	g	g	本	g	g	税額	円	円	円	円	円	円	円	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称	住所		氏名又は名称
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ																										
数量	本	本	g	g	本	g	g																										
税額	円	円	円	円	円	円	円																										
戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称	住所																																
	氏名又は名称																																
※ 税務署 整理欄	番号確認																																

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正前

別紙様式3-3

製造たばこのたばこ税手持品課税対象証明書交付申請書

【令和3年10月1日手持品課税済分】

令和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所 の所在地及び名称		整理番号	※																												
申請者 税務署長 殿	住所	(〒 - ) (区 - - )																															
	氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ)																															
	法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。		※法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載してください。																													
	同上代理人																																
<p>下記の製造たばこが、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることについてのたばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第137号）附則第4条第12項において準用する同条第6項又は第9項に規定する証明書の交付を申請します。</p> <p>製造者又は特定販売業者が、たばこ税の控除又は還付を受けようとする手持品課税製造たばこ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>紙巻たばこ</th> <th>葉巻たばこ</th> <th>パイプたばこ</th> <th>刻みたばこ</th> <th>加熱たばこ</th> <th>かみ用の製造たばこ</th> <th>かぎ用の製造たばこ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>本</td> <td>本</td> <td>g</td> <td>g</td> <td>本</td> <td>g</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>製造たばこの製造者又は引取者</p> <table border="1"> <tr> <td>戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名又は名称</td> </tr> </table> <p>参考事項</p> <p>手持品課税対象証明書</p> <p>※ 上記の製造たばこは、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきであることを証明します。</p> <p>(証明) 第 号 令和 年 月 日 税務署長 印</p>						区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ	数量	本	本	g	g	本	g	g	税額	円	円	円	円	円	円	円	戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称	住所		氏名又は名称
区分	紙巻たばこ	葉巻たばこ	パイプたばこ	刻みたばこ	加熱たばこ	かみ用の製造たばこ	かぎ用の製造たばこ																										
数量	本	本	g	g	本	g	g																										
税額	円	円	円	円	円	円	円																										
戻入れ又は移入に係る製造場又は引取りに係る保税地域の所在地及び名称	住所																																
	氏名又は名称																																
※ 税務署 整理欄	番号確認																																

(注) 1 この申請書は、2通提出してください。  
2 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

別紙様式 4

輸出・廃棄製造たばこのたばこ税  
及びたばこ特別税還付申請書

(収受印)							
令和 年 月 日	申 請 者	(住 所)(〒 - - ) (電話番号 - - )	(氏名又は名称及び代表者氏名)				
	税関長殿	(同上代理人) (電話番号 - - )					
下記のとおり、たばこ税法第15条第1項又は第3項及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第10条第1項に規定する還付を受けたいので、申請します。							
還付を受けようとする金額	還 付 を 受 け よ う と す る 銀 行 等						
円	銀行 金庫	本店 支店	預金 口座番号				
(輸出(廃棄)に係る販売場の所在地及び名称)							
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額 の 内 訳							
輸 出 (廃棄) 年 月 日	仕 向 地 所 在 地	又 是 地 保 税 地 及 び 搬 入 地 域 名 称	入 入 の 区 分 (品 目)	製 造 た ば こ の 区 分 (品 目)	② 引 取 り の 際 の 小 売 定 価	税 額 算 出 明 細	還 付
[ 輸 入 許 可 年 月 日 ]	引 取 り 税 地 及 び	に 係 る 保 所 在 地 名 称	① 税 率	③ 本 数	③×①=税額	税 額	税 額
[ ]							
[ ]							
参 考 事 項							
※税関整理欄	整理番号	通信日付印	令和 年 月 日	確 認	入 力		

- (注) 1 不要の文字は、二重線で抹消してください。  
 2 輸出明細書又は廃棄の事実を証する書類及び輸入許可書を添付してください。  
 3 この申請書は、輸出又は廃棄をした日から6か月以内に提出してください。6か月を過ぎると還付を受けることができません。  
 4 ※印欄は、記載しないでください。

改正前

別紙様式 4

輸出・廃棄製造たばこのたばこ税  
及びたばこ特別税還付申請書

(収受印)							
令和 年 月 日	申 請 者	(住 所)(〒 - - ) (電話番号 - - )	(氏名又は名称及び代表者氏名)				
	税関長殿	(同上代理人) (電話番号 - - )					
下記のとおり、たばこ税法第15条第1項又は第3項及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第10条第1項に規定する還付を受けたいので、申請します。							
還付を受けようとする金額	還 付 を 受 け よ う と す る 銀 行 等						
円	銀行 金庫	本店 支店	預金 口座番号				
(輸出(廃棄)に係る販売場の所在地及び名称)							
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額 の 内 訳							
輸 出 (廃棄) 年 月 日	仕 向 地 所 在 地	又 是 地 保 税 地 及 び 搬 入 地 域 名 称	入 入 の 区 分 (品 目)	製 造 た ば こ の 区 分 (品 目)	② 引 取 り の 際 の 小 売 定 価	税 額 算 出 明 細	還 付
[ 輸 入 許 可 年 月 日 ]	引 取 り 税 地 及 び	に 係 る 保 所 在 地 名 称	① 税 率	③ 本 数	③×①=税額	税 額	税 額
[ ]							
[ ]							
参 考 事 項							
※税関整理欄	整理番号	通信日付印	令和 年 月 日	確 認	入 力		

- (注) 1 不要の文字は、二重線で抹消してください。  
 2 輸出明細書又は廃棄の事実を証する書類及び輸入許可書を添付してください。  
 3 この申請書は、輸出又は廃棄をした日から6か月以内に提出してください。6か月を過ぎると還付を受けることができません。  
 4 ※印欄は、記載しないでください。

改正後

(削除)

改正前

別紙様式 5

たばこ税の手持品課税納税申告書への押印に代わる方法の適用届出書

	
令和 年 月 日  届出者 国税庁長官殿	(住所)(〒 - ) (電話番号 - - ) (名称及び代表者氏名)(フリガナ) (法人番号)
令和 年 月 日現在におけるたばこ税の手持品課税納税申告書への法人の代表者の押印について、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第51条第13項の規定の適用を受けたいので、届出します。	
押印により難しい 特別な事情	
押印に代わる方法	<input type="checkbox"/> 代表者印の印影の写しを印字
参 考 事 項	
※ 整 理 欄	整理番号 原簿整理 番号確認

- (注) 1 代表者印の印影の写しを印字する方法を押印に代わる方法とする場合には、当該印影を適宜の用紙に印字し、この届出に添付してください。  
 2 記載事項に変更があった場合には、本様式により変更箇所を記載して提出してください。  
 3 ※印欄は、記載しないでください。